株式会社八十二銀行

新型コロナウイルス感染症にかかる金融支援について

八十二銀行(頭取 湯本 昭一)は、コロナ禍の影響により自社の経営に影響を受けられている事業者さまの資金繰りを引き続きご支援するため、「災害復興特別融資」の取扱期間を延長します。

なお本融資は、令和元年台風第 19 号災害、令和 2 年 7 月豪雨災害および令和 3 年 1 月大雪被害により影響を受けられた事業者さまのご利用も可能です。

以下に概要をお知らせいたします。

【「災害復興特別融資」の概要】

取扱期限	2021 年 9 月 30 日 (木) 実行分まで
対 象 者	以下に該当する事業者さま (1) 「災害救助法」適用の災害により被災した事業者さま (2) 上記災害の影響により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者さま (3) 「新型コロナウイルス感染症」の影響により、自社の経営に大きな影響を受けているまたは受けるおそれがある事業者さま
資金使途	災害または新型コロナウイルスの対応に伴う事業資金 (運転資金・設備資金)
融資限度額	1 事業者あたり 3 億円以内
融資期間	当行所定の期間 (別途、ご相談させていただきます)
融資利率	当行所定の利率 (別途、ご相談させていただきます)
返済方法	・ 元金均等返済 ・ 期日一括返済(融資期間1年まで可)
担保・保証	別途、ご相談させていただきます

2021年3月24日 現在

【留意事項】

- ※ お申込みに際しては、当行所定の審査がございます
- ※ 上記条件に合致しない場合も、利用限度額・融資期間・融資利率等個別にご相談を承ります

以上

